

生産緑地地区追加指定の流れ

農地の地番、面積が確認できる書類をご持参ください。

① 事前相談

都市政策課窓口で受付

※年度内の指定を希望される場合は、6月末まで

② 現地確認

都市政策課職員、農林課職員、農業委員による現地調査

③ 本申請書類の送付

指定可能な農地と判断した場合、本申請のための書類を送付

④ 本申請書類の提出

都市政策課窓口で受付

※年度内の指定を希望される場合は、8月末まで

⑤ 指定手続き(9月～12月)

⑥ 生産緑地地区の指定(1月)